

京都市告示第 256号

京都市北文化会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都市文化会館条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年7月30日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日及び施設

令和3年9月14日（火）午前9時～午後9時30分

全館

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）